

「国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託」プロポーザル

質問・回答書

番号	区分	質問	回答
1	実施要領	ヒアリングの日時をご教示ください。	ヒアリング審査日は7月29日（月）です。 時間は7月19日（金）以降に参加者へお伝えします。
2	実施要領	企画提案書の提出は、PDF格納CD破損の恐れもありますので、持参し提出すると考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	実施要領	業務委託仕様書 第1章 6基本事項(4)に記載のある石垣はどの部分の石垣を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	本業務委託において、「6基本事項(4)に記載のある石垣」を特定することを想定しています。
4	実施要領	業務委託仕様書 第2章 2工事計画(4)直接仮設工事イに構造計算による安全性確認を行うとありますが、鉄骨製素屋根の基本設計前なので過去の事例や実績等から想定した安全性確認と考えてよろしいでしょうか。	本業務委託では、仕様書のとおり、構造計算による確認をした素屋根の図面を作成していただきます。
5	実施要領	プロポーザル実施要領 2ページ目 の5 提出書類の作成要領、(2)質問で「ア 技術提案書作成等に関する・・・」は「ア 企画提案書作成等に関する・・・」でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
6	実施要領	提案様式について、たとえば様式3-③の企画提案書②（様式3-④の企画提案書③も同様）の注記には「※ 説明文は箇条書きとし300字程度、タイトルは10字程度。」とありますが、企画提案書②全体として説明文が300字程度でしょうか。あるいは説明文一つにつき300字程度という意味でしょうか。ご教示ください。	説明文一つにつき300字ではなく、企画提案書②全体として300字程度としてください。

7	実施要領	企画提案書の提案様式について、様式3-②の業務の実施スケジュールの注記には、「※ 本業務の工程表(案)を作成し、配慮した点や工夫した点などを記述すること。※ 説明文は200字以内で箇条書きとする。」とあります。評価基準には「□12ヵ月という期間において、事業を円滑に実施するための工程の提案、及び事業全体のスケジュール等について具体的かつ効果的な提案はあるか。」とありますが、業務の実施スケジュールの説明文全体で200字という意味でしょうか。あるいは箇条書きの説明文につき200字以内という意味でしょうか。ご教示ください。	箇条書きの説明文につき200字以内ではなく、業務の実施スケジュールの説明文全体で200字以内としてください。
8	実施要領	業務委託仕様書 第2章 2 工事計画(2)付帯工事のAに記載のある、「保存修理工事に伴い修理する文化財建造物」とはどの建造物を指しているのでしょうか。	本業務委託において、「保存修理工事に伴い修理する文化財建造物」を特定することを想定しています。
9	実施要領	業務委託の支払い条件の記載がありません、本計画における支払条件をご教示ください。	完成払いとなります。前払いはありません。 ただし、成果物の部分引渡しは、部分引渡しする範囲について受注者による承諾を得るものとし、部分引渡しを受けた場合は、当該業務に相当する委託料をお支払いします。 以下、【質問・回答書13】と同じです。
10	実施要領	業務委託契約書及び適用約款をご提示いただけますでしょうか。	●以下のリンク先よりご確認ください。 https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm 標準契約書 様式 <u>「業務委託契約書」</u>
11	仕様書	業務委託仕様書 第3章 5(2)契約書第14条2項とありますが、上記同様、本業務の委託契約書及び適用約款をご提示いただけますでしょうか。	上記のとおりです。
12	仕様書	業務委託仕様書 第3章 7(3)「業務完了後15年間、受注者において成果物の写しを保存する。」とありますが、7(5)においては、	本業務委託において、成果物を保存する上での複写を認めることとします。

		「受注者は成果物を複写し、若しくは、複製し、又は第三者に提供してはならない。」と規定されております。成果物の保存に係る複写は認められるという理解でよろしいでしょうか。また、公共建築設計業務標準委託契約約款の規定に倣い、「発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。」ものとしていただけますでしょうか。	ただし、7(5)の「受注者は成果物を複写し、若しくは、複製し、又は第三者に提供してはならない。」の文章はそのまま適用します。
1 3	仕様書	業務委託仕様書 第3章7(4)「また、監督員が指示した場合は、これらの期間においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。」とありますが、公共建築設計業務標準委託契約約款の規定に倣い、部分引渡し範囲を明確にするため、受注者による承諾を得た上で部分引渡しを行うものとしていただけますでしょうか。また、公共建築設計業務標準委託契約約款の規定に倣い、部分引渡しに伴って、部分引渡しに係る業務委託料をお支払いいただけますでしょうか。	成果物の部分引渡しは、部分引渡しする範囲について受注者による承諾を得るものとします。 また、部分引渡しを受けた場合は、当該業務に相当する委託料をお支払いします。
1 4	仕様書	業務委託仕様書 第3章7(6)「…準拠基準に適合しないなど成果物に不備があると認められたときは、受注者の負担により責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。」とありますが、「準拠基準」とは、本業務委託仕様書第3章2の規定によるものという理解でよろしいでしょうか。また、公共建築設計業務標準委託契約約款に倣い、成果物の修正において貴市に不相当な負担を課するものでないときは、貴市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとしていただけますでしょうか。	本業務委託における「準拠基準」は、業務委託仕様書第3章2の規定のほかに、二之丸御殿保存修理工事の基本設計・実施設計を進めていく過程で成果物に不備が発見された場合は修正を行っていただきます。 ご質問の「また、」以降につきましては、お見込みのとおりです。
1 5	様式	企画提案書の提出様式について、企画提案書①の注記に「※応募者の会社名、代表者名、社章、ロゴなど、応募者・協力者を特定できる表現は記入しないでください。」とありますが、この注記は企画提案書①の1ページ目（業務の進め方）のみにかかるものと考え	お見込みのとおりです。

		てよろしいでしょうか。(他の企画提案書様式には「団体名」を記載する欄もあります。)	
16	仕様書	業務委託仕様書 p.2 第1章の6 基本的事項(5)、対象6棟の保存修理に係る建造物調査は、本業務と並行して本市が行う。本業務と関連する部分について、本市と連携を取りながら業務を進めること。」とありますが、調査内容には「第2章の1(3)ア.破損調査(経年劣化)」、「同(4)ア.傾斜・不陸調査」、「同(4)イ.形状・仕様調査」、「同(4)ウ.構造部材調査同(4)エ.軸組調査」が含まれると考えてよろしいでしょうか。	本業務委託の調査内容は、耐震診断、及び構造補強に関する調査項目としております。本市が行う調査ではありません。本市が行う保存修理の調査は、本業務委託と並行して行います。木工事、建具工事等の積算に係る調査を見込んでおり、目的は異なりますが、必要な情報があれば、その都度、情報交換を行っていくことを想定しています。
17	仕様書	業務委託仕様書 p 3 第2章の1.調査及び諸条件の整理(3)破損調査の ア.破損調査(経年劣化) および(4)耐震診断計画に係る構造調査の ア.傾斜・不陸調査について調査は、市が行う建造物調査の結果と「H23調査工事報告書」の内容とを比較し、劣化の進行状況を確認・整理し「保存修理等基本計画」に反映するということよろしいでしょうか。	本業務委託では、上記のとおり、「H23調査工事報告書」を参照し、経年劣化の確認しつつ、【質問・回答書16】により回答した破損調査等を進めていただくこととなります。
18	仕様書	業務委託仕様書 p 3 第2章の1.調査及び諸条件の整理(3)破損調査、(4)耐震診断計画に係る構造調査について、調査は二の丸御殿観覧休止日に限らず、協議の上実施できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	仕様書	業務委託仕様書 p 1 第1章の2 業務の目的と p 4 第2章業務内容の3 耐震診断計画について業務の目的には「基本方針と設計の要件となる事項を整理し『・・保存修理等基本計画』を策定」とあり、業務内容にも「耐震診断計画」とありますが、実際に耐震診断の方針を策定し、それに基づいて耐震基礎診断を実施し、補強案を作成するということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	仕様書	業務委託仕様書 p 4 第2章の3 耐震診断計画(2)耐震基礎診断	お見込みのとおりです。

		ア、限界耐力計算について、当該地盤には限界耐力計算が適用できると考えてよろしいでしょうか。	
2 1	仕様書	業務委託仕様書 p 4 第 2 章の 3 耐震診断計画 (2) 耐震基礎診断 ア～オ、「H 2 3 調査工事報告書」に詳細な解析結果が示されていますが、今回の業務では貸与される立体解析モデルに小屋組みを加えたうえで、各棟間の連成の影響について改めて評価するということがよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりですが、貸与する立体解析モデルの不足部分のほかに、「H 2 3 調査工事報告書」で実施した解析結果が適切であるかを検証するため、「第 2 章の 1 (3) ア.破損調査 (経年劣化)」、「同(4)ア.傾斜・不陸調査」、「同(4)イ.形状・仕様調査」、「同(4)ウ.構造部材調査同(4)エ.軸組調査」を実施していただきます。
2 2	仕様書	業務委託仕様書 p 4 第 2 章の 3 耐震診断計画 (3) 耐震性能の向上措置について「補強案を作成」とありますが、「H 2 3 調査工事報告書」に示される補強方針・補強案を踏襲するとしてよろしいでしょうか。	診断を見直しますので、「H 2 3 調査工事報告書」に示される補強方針・補強案を踏襲する必要はありません。
2 3	様式	■プロポーザル実施要領 5 提出書類の作成要領 (3) 企画提案書イ様式 3-② 本業務の仕様書・・・実施スケジュールについて記述することとあります。一方、評価基準における評価事項には、「1 2 か月という期間において、事業を円滑に実施するための工程の提案、および事業全体のスケジュール」とあります。この場合の事業とは、本業務「基本計画策定業務委託」の実施スケジュールと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「事業」とは本業務委託を指します。
2 4	実施要領	■プロポーザル実施要領 2 業務機要(4)委託料上限額について 上限額は記載されているが、下限額はあるのでしょうか。	委託料の下限額は設定していません。
2 5	実施要領	■プロポーザル実施要領 5 提出書類の作成要領について 企画提案書の提出方法 (持参や郵送など) をご教示願います。	持参、郵送のどちらでも構いません。
2 6	実施要領	■プロポーザル実施要領 8 ヒアリング審査について ヒアリング審査の日時はいつ頃に決まるのでしょうか。	ヒアリング審査日は 7 月 2 9 日 (月) です。 時間は 7 月 1 9 日 (金) 以降に参加者へお伝えします。

		また、当日の出席者の上限人数や、説明方法等の詳細の内容はいつ開示されるのでしょうか。	
27	実施要領	<p>■プロポーザル実施要領 9 その他(7)について</p> <p>本基本計画策定業務を受託した場合でも、二条城二之丸保存修理工事に応募できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
28	実施要領	<p>■プロポーザル実施要領 9 その他(8)について</p> <p>一部の履行を第三者に委託する必要がある場合、京都市の承認を得る時期と方法をご教示願います。</p>	業務の一部を協力会社に再委託する場合は、契約締結後速やかに書類を提出することにより本市が承諾します。書式は本市が提供します。
29	仕様書	<p>■業務委託契約書 第3章6 管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定について</p> <p>ア. 計画策定担当主任技術者、イ. 電気計画策定担当者、ウ. 機械計画策定担当者、エ. 構造計画策定担当者、オ. 史跡・名勝等（造園）担当者は、それぞれ担当者を任命する必要がありますか。兼務させることは可能でしょうか。</p>	本業務委託は管理技術者等の兼務を禁止しておりません。